



日本の音楽ビジネス市場が、初めて世界一になった。手放しで喜べないのは、クラウド時代に対応出来ず、長期低落傾向が続いているからである。これに歯止めがかけられるかどうかを占う上で、非常に重要な二つの出来事が、今年起こっている。一つは、クラウド時代に対応する音楽配信への試みのスタート、もう一つは、世界一厳しい罰則規定を盛り込んだ改正著作権法の成立である。今回は、この二つの出来事の関係と、今後の日本の音楽ビジネス市場の可能性について検討してみたい。

転換できるか日本の音楽配信のビジネス

日本の音楽産業は、昨年の 2011 年度に歴史的快挙を達成した。日本レコード協会の北川直樹会長は、今年 2012 年の日本音楽制作者連盟の新年会の来賓挨拶で、次のように述べている。

「今、日本の音楽産業を世界に照らし合わせて見た時、これまで世界 1 位は米国だったが、昨年の上半期（1～6月）はパッケージ、音楽配信共に日本が米国を初めて抜いて 1 位になりました。おそらく、年間を通じても日本が米国を上回ると思えます。つまり、それほど日本は音楽大国に成長したということです」。

残念ながら、これは必ずしも快挙とは呼べない話なのである。それは、従来型の古いビジネスモデルによる成果であって、新しい時代にふさわしいビジネスモデルへの転換が出来ていないからである。

日本レコード協会の「日本のレコード産業 2012」（2012 年 3 月 29 日発表）によれば、音楽パッケージ（CD、DVD など）と音楽配信（ケータイやスマホなど）との合計による音楽コンテンツ全体の売り上げは、2007 年をピークに下がり続けてき

ている。

それでも、この下落傾向をどうにか下支えできたのは、「着うたフル」などによる音楽配信の売り上げであった。この売り上げも前年比で-16.3%と大幅な減少となっており、2009年をピークに下がり続けている。

世界の音楽配信市場の座を獲得できたのは、アメリカに比べて音楽ビジネスの売り上げの低落傾向を、下支え出来てきたからである。日本独自のiモード携帯に代表されるケータイ向けの音楽配信サービスほか、大きく貢献している。

日本では、「着うた」が2002年12月、「着うたフル」が2004年11月より、それぞれ有料サービスを開始し、これによる売り上げは順調に伸び、ピーク時の2009年には910億円に達したのである。

日本のケータイ向けの音楽配信は、「着うたフル」が中心で400円/曲であるのに対して、アメリカのiTunesに代表される音楽配信は、約80円/曲である。つまり、日本での音楽配信の利益率の異常な高さが貢献してきたといつてよい。

我が国独自のガラパゴス現象とも呼べる音楽配信ビジネスが、大きな転機を迎えている。それは、「ケータイ」から「スマホ」へというモバイル端末の移行である。「着うたフル」に象徴されるクローズドな囲い込みが可能だったケータイ向けビジネスそのものが、転換を迫られている。

それは、視聴者の利便性を無視した音楽コンテンツ視聴の不便さにある。音楽配信サイトからパソコンにダウンロードした音楽コンテンツをケータイやスマホにコピーしようとしても、機種のコピー制限のために、コピー出来なかったり、コピー回数が限られていたためである。

今年に入って、日本の携帯電話会社や音楽各社は、ようやく、これまでの音楽ビジネスの見直しを始めようとしている。例えば、ビクターエンタテインメント、エイベックス・グループ・ホールディングス、ワーナーミュージック・ジャパンなど音楽各社は、音楽配信の楽曲のコピー制限を撤廃する計画を進めているという。

また、今年に入って、定額制やクラウド型の音楽配信サービスが、相次いで始まっている。アップルの「iTunes in the Cloud」(2月)、KDDI (au) の「うたパス」(6月)、NTTドコモの「MUSIC ストア セレクション」(7月)、ソニーの「Music Unlimited」(7月) などなど。

ソニーの「Music Unlimited」は、クラウドサービスを利用した定額制であり、月1480円である。このサービスは、さまざまな対応機器で再生でき、1500万曲を超えるといわれる楽曲も、大半は洋楽であり、邦楽はわずかに過ぎない。

音楽配信サービスで先行するアップルは、2005年8月に日本国内でサービスを開始してきた。今回の新しい「iTunes in the Cloud」では、iTunes Storeで購入したすべての曲を、いつでもどこでも、登録する端末に何度でもダウンロードできる。

日本国内でも、今年に入ってネット時代に対応した音楽配信ビジネスが、ようやくスタートしようとしているといつてよい。しかし、これらの新しい試みは、欧米

に追従しているものが多い。過去に革新的な挑戦もあったが、日本の音楽ビジネス市場の閉鎖性や裁判の判決に阻まれ、現在に至っているのが実情である。

改正著作権法の危険性

さて、我が国で、突然のようにクラウド時代に対応する音楽配信サービスが、一斉にスタートした背景には、今夏に成立した改正著作権法による罰則規定の導入がある。両者は、いわばセットになっていると捉えなければならない。

今年 2012 年 6 月 20 日、これまでの著作権法が改正され、インターネット上の動画や音楽をダウンロードしただけで違法とされ、刑事罰も科される改正著作権法が参議院で可決・成立した。この 10 月 1 日から実施される。

この改正著作権法では、違法ダウンロードに、世界一厳しい罰則が適用されることになっている。違反行為については、2 年以下の懲役または 200 万円以下の罰金を科すというものである。

この法律改正を政治家に強く働きかけたのは、日本レコード業界である。前述のように、音楽コンテンツの売り上げの下降傾向が続いている主要な原因が、違法ダウンロード(?)の放置であり、法的に厳しく処罰すべきと主張してきた。

しかし、今回の改正著作権法を危惧する声は、非常に強い。週刊朝日は、「あなたも犯罪者に!? 消費増税より怖い、改正著作権法の正体」(2012 年 7 月 6 日発行)という皮肉を込めた見出しで、この改正著作権法について警告している。

保守的傾向の強い新聞社の社説をみても、懐疑的な論調が目立つ。例えば、「改正著作権法／拙速な罰則化は危うい」(高知新聞)、「ネットの録画／刑罰化は重すぎないか」(京都新聞)、「改正著作権法 罰則で健全化進むか疑問」(西日本新聞)、「著作権法／利用者の声を、もっと」(朝日新聞)、「クラウド時代の著作権制度作りを」(日経)などなど。

インターネットユーザー協会(MIAU)(6月4日)といったネット関係団体だけでなく、東京弁護士会(6月19日)や日本弁護士連合会(6月21日)といった法律の専門家団体も、抗議声明を出している。

法律の専門家である弁護士が、今回の改正法に大きく反対するのは、問題が多過ぎるからである。特に大きな問題点について、法律の専門家である弁護士の見解を、ここに紹介したい。

第一は、議員立法という誠におかしな手続きによるものであった点である。これについて、日弁連の抗議声明は、

「特に、今回の著作権法改正案の審議については、その立法手続にも大きな問題があったと言わなければならない。すなわち、『違法ダウンロード刑罰化』の修正案は、政府提案の著作権法改正案とは全く関連性のないものであり、これが修正動議で提案されること自体、法律改正の在り方として重大な疑義がある」と述べている。

第二に、国会審議のどさくさに紛れて、ほとんど議論もなされずに、可決してしまった点である。これについて、日弁連の抗議声明は、以下のように批判している。「とりわけ、インターネットの利用に関して刑事罰を科すという国民生活に重大な影響を及ぼす可能性がある法律改正が、国民的な議論がほとんどなされないまま、衆参両院において、わずか1週間足らずで審議されて可決されたということはあまりにも拙速であった」。

このような改正著作権法によって、得をするのは音楽レコード業界などの音楽著作権団体ではないとあってよい。視聴者の利便性を無視し、ネット時代の潮流と大きく掛け離れた罰則規定で、音楽業界の利益が保証されるはずがないからである。

それは、クラウド時代の音楽配信ビジネスに対して、法的に配慮した内容になっていない点でも明らかである。今年2月にサービスを開始したアップルの新しい「iTunes in the Cloud」サービスも、音楽市場の低迷に危機感を抱いた日本音楽著作権協会（JASRAC）のアップル側への歩み寄りで、可能になった。これを見て、日本の音楽各社が、クラウド型の音楽配信ビジネスに追随したのが実情である。

しかし、音楽権利者団体が違法ダウンロードとみなす行為に、厳しく対処する姿勢は、従来と全く変わっていない。問題は、この違法ダウンロードへの考え方が、欧米先進国とは大きく掛け離れ、実態と乖離している点にある。

音楽団体の政治力は、非常に強いものがある。政党に働きかけて改正著作権法を成立させただけではない。公正取引委員会による日本音楽著作権協会（JASRAC）への「独占禁止法違反排除措置命令」に対しても、2012年6月に撤回させている。

更に、インターネットサービスプロバイダー（ISP）に対し、違法音楽ファイルをチェックする「Fluzo-S」（音源情報特定支援システムモジュール）を導入するよう、強く働きかけ始めている。

このように、JASRACをはじめとする音楽権利者団体は、巨大な（？）政治力によって、従来型の音楽ビジネスの利権を維持し、その収益確保を狙おうとしている。この基本姿勢は、従来と変わっていないとあってよい。

しかし、これによる弊害は少なくない。例えば、改正著作権法の立法化で、ひとり密かに微笑んでいるのは、警察であろう。この種の問題に精通している壇俊光弁護士は、次のように危惧している。ちなみに、壇弁護士は、「Winny 裁判」で開発者側の弁護人を勤めた人物である。

「違法ダウンロード刑罰化は適用範囲が論理破たんしており、また、警察による恣意的運用の危険性が高い。ダウンロードやDVDリッピングも一律に禁止されるべきではなく、ケースバイケースで違法とするべきでないものもある。」

つまり、警察による著作権法を口実にした別件捜査に利用される危険性を、危惧せざるを得ないのである。

(TadaakiNEMOTO)